

兵ト発第 59 号

公告第 572 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の介護保険料率を1000分の16.50から1000分の17.50に変更し、平令和3年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については令和3年4月分保険料からとする。

保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	8.25/1,000	8.75/1,000
	被保険者	8.25/1,000	8.75/1,000
	合計	16.50/1,000	17.50/1,000
実施年月日		令和3年3月1日	

令和3年2月26日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理 事 長 瀧 川 高 章